

チャイルドシート貸出事業の概要

貸出要件	<p>●通常貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市に住所を有する6歳未満の幼児を養育している方 ・同住所の方が自動車運転免許証を所持し、チャイルドシートを装着できる自動車を所有又は使用していること <p>※ただし、申請者と運転者が異なる場合は、申請者の保険証等で住所確認をさせていただきます</p> <p>●短期貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市に住所を有し、他市からの里帰り等で6歳未満の幼児と一時的に同居する祖父母等 ・自動車運転免許証を所持し、チャイルドシートを装着できる自動車を所有又は使用していること <p>※多くの方にご利用していただくために、貸出するチャイルドシートは、幼児1名につき1台としており、一時的な貸し出しとなります</p>
貸出種類	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児用シート…体重7kg未満の乳児が首の据わるまで ・幼児用シート…体重7kg以上18kg未満の幼児まで ・学童用シート…体重15kg以上の幼児
貸出期間	<p>●通常貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し出した日から6ヶ月以内 ・ただし、乳児用シート及び幼児用シートは6ヶ月を超えない範囲で1回限り更新が可能（通算1年間のみの貸出となります） ・学童用シートは6ヶ月を超えない範囲で6歳の誕生日前日まで更新が可能 <p>●短期貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し出した日から3ヶ月以内 ・チャイルドシートのタイプに限らず更新は不可
利 用 料	無料（ただし、貸出期間中の点検や損傷などの修復は利用者が負担）
厳守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法などの関係法令の厳守 ・チャイルドシートの適切な取り付け及び良好な管理 ・利用者以外への又貸しの禁止 ・市外転居等における速やかな返却

申請方法及び返却方法等については、裏面をご覧ください。

チャイルドシート貸出事業の概要

申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する子どもが生まれてからの申請受付 ・野田市社会福祉協議会の事務局又は出張所にある申請書及び利用誓約書を記入し、下記の必要書類等を提出 ①チャイルドシートを取り付ける車の車検証の写し（複数台数の場合は全て） ②チャイルドシートを取り付けた車を運転する方全員の自動車運転免許証の写し
返却方法	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市社会福祉協議会の事務局又は出張所にチャイルドシート本体及び付属品を返却 ・チャイルドシートのクリーニング及びメンテナンス料の一部負担として、1,000円を受領させていただきます ・付属品等が欠品の場合は、その相当額について負担させていただきますので、大切に保管してください
更新方法	<ul style="list-style-type: none"> ●通常貸出の場合のみ ・貸出期限までに葉書にて通知をさせていただきます ・チャイルドシートの種類に変更がない場合は、申請方法の①、②を持参し、再度申請書及び利用誓約書とともに提出となります ・乳児用シートからの更新の場合は、書類の提出の他に貸出物品の一部変更等がありますので、野田市社会福祉協議会事務局又は出張所までご確認ください ・幼児用シートから学童用シートへ変更して更新をされる場合は、返却方法の手続きと同時に学童用シートの申請の手続きをさせていただきます
受付日時	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分 ※ただし、1月1日から1月3日、12月29日から12月31日及び国民の休日は、受付できません ※施設の都合により他の日においても受付できない場合があります
受付場所	<ul style="list-style-type: none"> ●野田市社会福祉協議会事務局 野田市鶴奉5番地の1 野田市総合福祉会館内 電 話 04-7124-3939 FAX 04-7124-8883 ●野田市社会福祉協議会出張所 野田市古布内1944番地の2 野田市関宿福祉センターやすらぎの郷内 電 話 04-7196-8341 FAX 04-7196-8351